

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定の請求を平成31年1月17日に受理したので、同法第74条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり公表する。

平成31年1月17日

沼津市長 頼 重 秀 一

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

静岡県沼津市高島町18番1号	ビューネ沼津高島町 903号	大川育男
静岡県沼津市西沢田	523番地の1	紅野さゆみ
静岡県沼津市東間門二丁目	4番地の10	佐野昌夫
静岡県沼津市旭町	43番地の1 2F	小松広克
静岡県沼津市真砂町	23番地の4 望月マンション 301号	高木次男
静岡県沼津市根古屋	444番地の1	横田幸治
静岡県沼津市下香貫馬場	511番地	遠藤昇一
静岡県沼津市下香貫上障子	406番地 香貫マンション 709	シャイフ美穂子
静岡県沼津市東原	638番地の67	三橋正人
静岡県沼津市大諏訪	453番地の14	古川昭夫

2 請求の要旨

沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定請求を13年前に市民発議により議会で審議され残念ながら否決されました。以来13年間、不毛な対立が続けられ、現在、何の糸口も見えておりません。この間、人口激減時代を迎え、インフラ、公共施設は老朽化の一途を辿り、限りある財源、右肩下がりの税収の中で、市民生活に直結するゴミ焼却炉、新体育館等の建設は先送りされ、事業の優先順位を決めかねている実情にあります。一刻も早く鉄道高架問題に決着を付けなければ、市政が前に進まず市民が不幸になるばかりであります。13年経った今、全国における住民投票の実施件数は数百を数え、自治体の標準装備と言えるものになっております。以前の様な「市民は住民投票を実施出来る程、成熟していない」等と議論する時代は終わっております。今回は沼津において真の民主主義を実現する絶好の機会であ

ると私達は確信しております。ここに沼津駅鉄道高架事業の是非を住民投票に問う
条例の制定を請求するものであります。